

新連載 Tour de Force (その1)

新型コロナウイルス時代における不可抗力条項

—現状におけるフォース・マジュールをめぐる契約法理の重要性

アンドリュー・C・スミス、アン・C・ルフィーバー、ブライアン・L・ベッカーマン、アダム・R・ポリナー、ステファニー・S・ゴメズ、コリン・デーヴィス

- 不可抗力の主張が認められるかを判断するためには、問題となっている不可抗力条項の文言を検討することが重要です。
- 9・11 同時多発テロ事件及び 2008 年の金融恐慌とは異なり、政府が前例のない広範囲にわたる新型コロナウイルス封じ込め措置を講じたため、新型コロナウイルスによる景気悪化と債務不履行の間の因果関係についての法的争いが繰り広げられています。

本連載 Tour de Force では、新型コロナウイルス感染症による影響は不可抗力事由にあたるかという大きな争点について、現在発展しつつある不可抗力に関する新しい法を含め、皆様にご留意いただきたい法的事項等をニュースレターとして順次発行してまいります。第 1 回では現状におけるフォース・マジュールをめぐる契約法理の重要性について解説いたします。

A. 不可抗力とは何か

「不可抗力とは、予測、コントロールいずれもできない出来事又は影響をいう。」(ブラック法律辞典)

不可抗力の法理は、契約の一方当事者又は双方当事者が予見不可能な出来事の発生により債務不履行又は履行遅滞に陥った場合に、その責任を免れさせるというものです。この法理は、積極的抗弁又は確認訴訟において、最も適用されます。不可抗力の法理の適用が認められた場合、契約の解除・終了、履行の拒絶、商業的条件の再交渉が認められ、あるいは、履行義務を免れることができます。

不可抗力は、契約の産物です。コモンロー上、「当事者のコントロールの及ばない履行を妨げる出来事がある場合に履行を免れることができる」と契約に明示的に規定(「不可抗力条項」)されている場合に限り、不可抗力の法理を活用できました。この点で、不可抗力の法理は、コモンロー又は成文法における履行責任の免除に関する他の法理—例えば、契約目的の達成不能法理—とは異なっています。そのため、不可抗力の主張が認められるか判断するためには、問題となっている不可抗力条項の正確な文言を検討することが重要です。実際ほとんどの事例において、不可抗力条項により履行責任が免除されるのは、

- i. 履行を妨げている出来事(「不可抗力事由」)が、不可抗力条項の範囲に該当する
- ii. 不可抗力事由が不履行の相当因果関係のある原因である
- iii. 不可抗力事由が契約締結時において合理的に予見可能でなかった又は予見不可能であった(適用法令又は明示的な条項により、予見可能な出来事を不可抗力条項の対象に含めることが許容されている場合は、この限りではない)

という要件が満たされる場合に限られます。

契約に盛り込まれる典型的な不可抗力事由は業界ごとに異なるものの、以下の事由がしばしば規定されます。

- **自然災害又は気象災害**:ハリケーン、洪水、地震、火災、伝染病
- **戦争に関連する出来事**:戦闘、テロリズム、爆発、暴動
- **政府の命令**:規制、命令、制限又は一定の法律の変更
- **労働紛争**:暴動、ストライキ、サボタージュ、労使紛争
- **キャッチオール条項**:「不可抗力」、「大災害」、「その他の当事者の合理的なコントロールの及ばない出来事」

キャッチオール条項の範囲は狭く解釈され、不可抗力条項に明示的に列挙された事由と類似の事由に限定して解釈されます。

不可抗力に関して最も訴訟で争われる論点としては、不可抗力事由の範囲(すなわち、問題となっている出来事が不可抗力条項に含まれるか)、不可抗力条項による免除の対象となる義務、予見可能性があります。(賃料など一部の支払義務が不可抗力条項による免除の対象から明示的に除外されていることは珍しくありません。)例えば、ある全世界規模のパンデミックが不可抗力事由に当たるかが問題となる場合、

- i. 本件の不可抗力条項がパンデミックを含んでいるか
- ii. 本件の不可抗力条項が実際に争われている特定の義務を免除しているか
- iii. 本件のパンデミックは、履行遅滞又は債務不履行の相当因果関係のある原因といえるか

という点が争われることとなります。

B. 不可抗力に関する法の発展

過去の伝染病における『不可抗力』の解釈

伝染病又はパンデミックが不可抗力事由として明示的に規定されていない限り、不可抗力条項の適用を望む当事者は、「不可抗力」又は「当事者の合理的なコントロールの及ばない出来事」といったキャッチオール規定に頼る場合が多いでしょう。歴史的に見て、裁判所は、「不可抗力」に病気が含まれると判断してきました(例として、「病気の理由により、当事者が特定の物事を行い、又は、契約を履行することができないことは、不可抗力による不能にあたりと解されている」と判断さ

れた判例¹、「被告は被告の工場における病気の伝染といった不可抗力によってもつぱら生じた損害について責任を負わない」と判断された判例²を参照)。

今日において、「不可抗力」は、「地震、洪水又は竜巻など、自然の力によってもつぱら引き起こされた、圧倒的かつ予防不可能な出来事」(ブラック法律辞典第11版(2019年))と定義されています。「不可抗力」がパンデミック又は伝染病(例えば、2009年のH1N1インフルエンザ、2014年のエボラ出血熱)を含むかという問題を扱った最近の判例は希少です。この点、予見可能な出来事は、不可抗力事由に当たらないと多くの判例で判断されています。そのため、過去にも世界的な健康危機が発生していることから、新型コロナウイルスは予見可能で、不可抗力条項の対象外であると裁判所が判断する可能性はあります。他方、新型コロナウイルスは影響が甚大で過去の健康危機と同列に扱うことはできず、不可抗力条項のキャッチオール規定に含まれると判断される可能性もあります。いずれの場合でも確実なことは、ポストコロナの世界において、「不可抗力」の規定がますます重要性を帯びてくることです。

新型コロナウイルスに関する判例法の重要な展開

新型コロナウイルスに関連する訴訟が見られた早期の段階で、イリノイ州においてある判決³が下されました。多くの判例では不可抗力条項は金銭支払債務の不履行を免除しないと判断されるのに対し、この判例では、不可抗力条項の文言が明示的に新型コロナウイルスを除外していない場合において、裁判所が新型コロナウイルスを原因とする賃料支払義務の免除を認める可能性が示唆されました。この裁判で問題となった賃貸借契約には、以下の不可抗力条項が含まれていました。

「賃貸人及び賃借人は、その何らかの義務の履行が、不可抗力、…法律、政府の行為又は不作為、政府又は民事、軍事若しくは海軍の当局の命令、その他類似のいかなる理由を問わずあらゆる当事者の合理的なコントロールの及ばない原因により妨害され、遅延され、阻止され又は阻害された場合において、かつ、その場合に限り、その義務及び約束の履行から相互に免除される。金銭の不足は、不可抗力の根拠とならない。」

レストラングループを経営する賃借人は、新型コロナウイルスによりレストランの屋内飲食を封鎖したイリノイ州知事の命令が上記規定の「政府の行為」に当たるという理論構成で、賃借人の賃料支払義務は免除されたと主張しました。裁判所は、2020年6月2日付けの判決において、賃借人の賃料支払義務は、屋内飲食の提供ができないことによる収入の減少に沿って比例的に減額されると判断し、請求を一部認めました。しかし、州知事の命令はテイクアウト及び配達サービスを禁止しておらず、賃借人は限られた範囲内で営業を継続することは可能であったことを根拠として、賃料の全額免除は認められませんでした。

本稿の原文(英文)につきましては、[Tour de Force: Tracking the Evolution of COVID-19 as a Force Majeure Event](#); [Tour de Force: What Constitutes an “Act of God,” and Other Developments in Force Majeure Law](#) をご参照ください。英語の記事には記載時点で発生している訴訟を例示して解説しております。

¹ *Herter v. Mullen*, 159 N.Y. 28, 37 (1899)

² *Love v. Barnesville Mfg. Co.*, 19 Del. 152, 50 A. 536, 537 (Del. Super. Ct. 1901)

³ *In re Hitz Rest. Grp.*, No. 1:20-br-05012 (Bankr. N.D. Ill. 2020)

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永 (日本語版監修)

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1187

fusae.nara@pillsburylaw.com

保川 明 (日本語版作成協力)

Andrew C. Smith

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1743

andrew.smith@pillsburylaw.com

Anne C. Lefever

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1267

anne.lefever@pillsburylaw.com

Brian L. Beckerman

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1228

brian.beckerman@pillsburylaw.com

Adam R. Poliner

1200 Seventeenth Street, NW

Washington, DC 20036

+1.202.663.8150

adam.poliner@pillsburylaw.com

Stephanie S. Gomez

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1093

stephanie.gomez@pillsburylaw.com

Colin Davis

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1281

colin.davis@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2020 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.